

「湖沼環境保全制度の在り方について」
 (中央環境審議会水環境部会湖沼環境保全専門委員会報告案)
 に対する意見募集結果について

意見提出件数: 25件

総意見数: 78

1 非特定汚染源対策

番号	意見概要	見解
1	非特定汚染源対策について更に具体性のある提言を期待。	4.(1)に非特定汚染源対策について記述しているところです。現時点で実施可能性も踏まえてこのような内容としたところです。
2	非特定汚染源対策の推進については、湖沼水質保全計画における取組だけでなく、都市計画、地域森林計画、農業振興基本計画といった関連計画に盛り込むことが重要。	関係各省と連携し、具体的な実施体制を検討すべきと考えます。御指摘のとおり、関係施策・計画においても環境に配慮したものとなることが重要と考えます。
3	非特定汚染源対策の実行性の観点から地区指定制度は有効。	
4	肥料、農薬の削減、冬季湛水不耕起稲作など環境負荷の少ない農業を検討すべき。環境負荷を低減する農法に対する直接支払い制度などの優遇措置は湖沼水質改善につながる。	面源対策として環境保全型農業は重要と考えております。ご意見のような施策も一部の都道府県においては実施されてきており、関係者と連携しつつこれらを推進すべきと考えます。
5	農業からの濁水防止のため沈砂池や植生帯などを設けるべき。	非特定汚染源対策の具体策として、既に実施事例等もあるもので、今後、実施されていく対策の一つと考えております。
6	湖沼環境の面から見た施肥基準を設定すべき。	4.(1)や4.(4)エ.において削減目標等定量的な目標の設定等について記述しており、具体的数値目標に基づく汚濁負荷削減施策を実施すべきと考えます。
7	畜産系の汚濁負荷の削減を推進すべき。家畜排泄物法の適正施行により不適正処理をやめるべき。	御指摘のとおり、適正施行がなされるものと理解しております。
8	養殖魚のふん尿処理等の規制が必要。	養殖に対する構造・使用基準に基づく規制を行ってきており、今後とも適切な対応がなされるべきものと考えております。
9	農家への普及啓発にあたっては湖沼の生物多様性の回復という観点を重視すべき。	湖沼保全において、普及啓発は重要と考えており、例えば、4(5)ア.において、地域住民に対して湖沼の実態に関する情報発信等により湖沼保全の理解を求めるべきとの記述をしております。

2 自然浄化・湖辺保全

番号	意見概要	見解
10	自然浄化機能の活用は、水質浄化効果が湖沼水質をよくするほどのものかどうか吟味する必要がある。水辺の植物帯の保全は、水質浄化効果より、生物生息、景観からの価値が大きいと思われる。	自然浄化機能による湖沼水質の具体的改善効果は、湖沼特性施策の実施規模等によるもので、具体の湖沼での実施段階において詳細に検討すべき内容と考えます。御指摘のとおり、植物帯の保全は水質浄化だけでなく、生物生息、景観上の価値からも重要と認識しています。
11	自然浄化機能に対する過大な期待を危惧する。その効果について理解を進める必要がある。	これまでの湖沼対策と湖沼環境の現状を踏まえれば、各種の施策を総合的に実施する必要があると認識しています。自然浄化機能についても湖沼環境保全施策の一つとして位置づけるべきと考えています。
12	自然浄化機能の活用について評価する。機能の消失の経緯、本来あった植性、生態系の保全を目指すべき。	御指摘の通り、4.(2)において本来の生態系を検討した上で自然浄化機能の活用を図るべきことを記述しています。
13	湖のエコトーンの回復の努力、コンクリート護岸から水草帯の回復、生態系の回復について記述すべき。	ご指摘の内容については、自然浄化機能の活用として、湖辺保全について記述しています。
14	地域住民の協力を得て自然浄化機能を維持・増大させる施策の導入が必要。	
15	自然浄化機能を活用した水質改善技術は短期的な効果が見えにくい長期効果の観点から実施されるべきである。	
16	水草等の管理が悪い場合利水障害となる場合もあり適切な管理が必要。	ご指摘のとおり、4(2)に適正管理について記述しております。
17	湖沼生態系再生という観点から、保全地区については広く指定できるようにすべき。	今回の審議は水質保全を中心とした取組としてご意見の制度を提案したもので、その範囲において適用されるべきものと考えております。

3 特定汚染源対策

番号	意見概要	見解
18	生活排水対策においては戸建ての住宅においても浄化槽の整備を行っており、小規模な未規制事業場の排水処理についても公平性の観点から積極的に実施すべき。	御指摘の通り、特定汚染源対策として今後進めていくことが重要と認識しており、4.(3)イ.に関連の記述をしています。
19	小規模未規制事業場に対する規制に賛成する。	これまでも都道府県において規制対象の裾下げ等をおこなってきておりますが、今後さらに構造・使用基準の活用等を検討すべきと考えます。
20	特定汚染源対策として可能な限り小規模なものについても規制が必要。	4(3)イ.において構造・使用基準等も含めた対応について記述しております。
21	未規制事業場対策において、合併処理浄化槽の技術適用性を踏まえてこれによる汚濁負荷の削減を実施すべき。	4(3)イ.において未規制小規模事業場対策として、浄化槽技術の適用性、経済性を踏まえた対応を行っていくべき旨を記述しております。
22	小規模事業場対策には、経済的支援が効果的である。	
23	高度処理の促進や雨水対策等により下水道整備が遅れことにならないかを危惧する。状況を踏まえた対応が必要。	個々の湖沼の状況により、普及率向上、高度処理導入等の優先順位をつけた施策体系とすることが重要と認識しています。

4 浄化槽

番号	意見概要	見解
24	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は窒素リン負荷量の削減には結びつかず有効な対策とは考えられない。くみ取りから浄化槽への転換は窒素、リン負荷量の増加となる。	単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽へ転換することによりBOD、CODといった有機汚濁負荷の削減効果が見込まれ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換により窒素の削減が見込まれるものと考えています。また、転換に当たって、窒素・リン除去型の合併処理浄化槽に転換することも窒素・リン対策には有効であり、これらの高度処理浄化槽の設置を推進すべきと考えています。
25	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の支援体制を創設すべき。	4.(3)ア.生活排水対策の推進において関連の記述があります。高度処理型浄化槽については、地方自治体の協力を得て国の財政支援制度を活用しつつ、今後さらに整備を促進していくべきと考えています。
26	浄化槽への対応を強化すべき。高度処理型浄化槽の設置を義務づけるべき。	
27	浄化槽の維持管理体制の確立が重要。	御指摘の通りで、4.(3)ア.生活排水対策の推進において関連の記述をしております。
28	浄化槽の維持管理の徹底、設置者に対する責務の厳格化等、下水道の高度処理等に求められるものと同等の措置が重要。	浄化槽の維持管理の徹底については、4.(3)ア.に関連の内容を記述しています。御指摘の通り、市町村設置による浄化槽整備は浄化槽の適正管理の具体的方策の一つと認識しております。
29	浄化槽の適正管理の徹底の観点から、市町村設置による浄化槽整備を推進すべき。	
30	湖沼周辺地域における浄化槽普及のため、生活排水対策の各事業において住民の費用負担等の公平性を図るよう必要な支援体制を構築すべき。	御指摘の通り、個々の湖沼対策において公平性等に配慮したものが重要と認識しており、3.において、各種の対策を総合的に実施すべきとしています。

5 住民参加

番号	意見概要	見解
31	最終的には地域住民がその湖沼をどのようにしたいかが重要であり、基本的な湖沼の在り方を示すべきである。	御指摘のとおりと認識しています。どのような湖沼にすべきか個々の湖沼ごとに施策体系を構築することが重要と考え、4.(4)ウ.などに関連の記述をしております。
32	湖沼水質保全に向け、NGO、NPOの役割が今後ますます期待されることからその位置づけを明確にすべき。	4(4)イ.において住民参加の重要性を記述しており、当然、NGO、NPOについても地域住民との認識で記述しております。
33	湖沼流入口上部に浄化施設を設置すべき。地域住民が管理運営に参加できる小規模施設も設置すべき。	自然浄化機能の活用方策等により、流入河川に係る直接浄化、内湖の保全等についても、住民参加を求めつつ実施すべきと認識しております。

6 湖沼特性

番号	意見概要	見解
34	人と湖沼の共生関係の浅深といった特性を踏まえ湖沼を差別化し対策を検討すべき。	各種の施策は、湖沼特性を踏まえたものであるべきと認識しており、個々の湖沼計画の策定にあたってはそれを踏まえたものとなるものとするべきことを提案しています。
35	湖沼の特性を踏まえた湖沼内部対策が必要。	

7 実施体制

番号	意見概要	見解
36	湖沼環境保全施策を継続的に責任を持って総合的に調整、管理する部署を確立すべき。	湖沼水質保全計画については、都道府県において計画策定、調整等を行っています。
37	施策の評価体制が不十分。施策の責任機関を明確にし公表すべき。	施策の適切な評価、見直しが必要と考えており、御指摘の趣旨の内容を「4.(4)エ」に記述しています。具体的な評価方法等については今後検討すべき内容と考えています。
38	河川法において、治水、利水に加え環境保全の観点から改正が行われており、新たに湖沼環境保全制度が必要か疑問。許可手続きの複雑化などを懸念。	関係各省と連携して、具体的な実施体制を検討すべきと考えます。各種関連計画との調整、連携を図ることが重要と考えます。
39	総合的な計画づくりは、「河川環境管理基本計画」で一部策定されており、これらと湖沼環境保全制度のもとに策定される計画との関係はどのようなになるのか。	
40	アシ原等の保全是、河川区域においては河川法で可能ではないか。	
41	住民参加による取組が重要であるが既にある関連の取組との調整、整合を図るべき。	各種関連の取組との調整、連携を図ることが重要と考えます。
42	国、都道府県等の事業の統合をすべき。	事業の実施主体が様々となることは避けがたいことですが、これらの事業がどのような体制で実施されているか個々の湖沼計画において明らかになるものと考えます。

8 環境監視・機構解明

番号	意見概要	見解
43	河川水のみならず地下水のモニタリングが湖沼環境の改善に不可欠。	現在においても地下水も含めたモニタリングを行っているところですが、今後さらに体制の充実を図るべきと考えます。
44	湖沼に対する汚濁負荷量、湖沼における自然浄化能力等の基本的データの把握が必要不可欠。調査、検討する委員会を組織し集中的に実施して結論を出すべき。	御指摘の趣旨の内容を「4.(5)ア.モニタリング体制の拡充と汚濁機構の解明」に記述しています。
45	各負荷削減対策について確実であるかどうか確かめる必要がある。特に畜産負荷等の原単位の検証が必要。	
46	利水上問題であり住民からも理解されやすい臭気物質の原因となる植物プランクトンに関する研究が望まれる。	
47	モニタリングの拡充が望まれる。	
48	モニタリング体制の充実、関連機関の設置等が望まれる。	
49	水質モニタリングについては、環境省と国土交通省が協力して実施すべき。	これまでも環境省と国土交通省が連携して実施しており、今後ともさらに協力して実施すべきと考えます。
50	TOCを環境基準に加えることを検討すべき。	4.(5)ア.においてTOCによるモニタリング体制の拡充や汚濁機構の解明の必要性を記述しております。

9 補助指標

番号	意見概要	見解
51	補助指標の設定においては、利水障害を的確に反映する濁度、臭気などの指標設定が必要。	4.(5)イ.補助指標の設定において関連の記述をしております。
52	湖沼の特性を踏まえた補助指標の設定に賛成する。	
53	補助指標の設定に当たっては湖沼ごとに自由に設定されることが望ましい。	
54	補助指標として亜硝酸塩を加えるべき。	
55	住民の視点からの補助指標の設定においては、景観保全を推進するための指標が重要。	今回の審議は水質保全を中心とした湖沼環境保全を対象としたことから景観保全等については対象としていませんが、景観保全についても、4.(4)アにある総合的な計画づくりの人と湖との関わりという観点から重要と認識しています。
56	湖沼計画において目標水質だけでなく、目標負荷量も設定すべき。	個々の湖沼計画において、補助指標をとして必要に応じ目標負荷量も設定することが考えられます。
57	長期ビジョン等において生物指標を用いた目標を設定すべき。	4(5)イにおいて補助指標の設定において生物指標を例に挙げておりますが、ご指摘のとおり長期ビジョン等においてこれを活用することも考えられます。

10 しゅんせつ等湖沼直接対策

番号	意見概要	見解
58	しゅんせつ、湖沼の直接ばっきなど定量的な効果把握をすべき。現状での効果把握の状況を示すべき。	しゅんせつについては、蓄積された汚濁物質の除去、湖沼の直接ばっきについては水の循環、嫌気化抑制等の効果を期待するものです。定量的な効果は、湖沼特性、施策の実施規模等によるもので、具体の湖沼での実施段階において詳細に検討すべき内容と考えます。実施に当たっては、巻き上げによる悪影響が最小限となるよう配慮して、またしゅんせつした泥の適正処理に努めるなど2次汚染に十分配慮して実施すべきものと考えます。また、費用対効果等も検証すべきと考えます。
59	リンの流入削減が富栄養化対策に重要であり、しゅんせつは富栄養化改善にならない。しゅんせつした泥の行方など2次汚染を引き起こす。	
60	しゅんせつの水質改善効果が疑問。巻き上げ等による悪影響を懸念。	
61	しゅんせつ、覆砂は効果が長続きしない。浅場の浄化機能を損なう可能性がある。巻き上げ等の悪影響を懸念。費用対効果からも疑問。	
62	導水は流域面積を増やし湖沼の環境容量を低下させ水質浄化に結びつかない対策であると思う。	

11 その他

番号	意見概要	見解
63	底泥の資源化など湖沼保全対策と資源化・有効活用が一体化されるよう必要な研究開発等を推進すべき。	ここでは、水質を中心とした湖沼環境保全について記述しておりますが、環境保全対策において、その結果として発生した底泥の資源化等の研究開発等は重要と認識しております。
64	環境負荷を改善するしゅんせつ技術、導水技術、自然浄化能力を活用した技術など、新たな技術開発が必要である。	環境保全対策に関する技術開発は重要な課題と認識しております。
65	湖沼における汚染物質に対する排出税や排出量取引といった経済システムの採用により持続可能な水質改善が可能になるものとする。	今回の議論は湖沼環境保全に対する当面の施策の方向性を示したものです。ご指摘の内容については、4.(3)ア及び4.(4)エにおいて関連の記述をしております。
66	化学物質汚染の視点がまったくない。	今回は、なかなか改善のすすまない湖沼の有機汚濁問題を審議の対象としたため、化学物質対策及び重金属対策については触れていません。化学物質汚染対策等については水質環境基準健康項目の設定、排水規制等により実施しているところです。
67	湖沼汚染対策として重金属対策が記述されていない。	
68	ディスポーザー対応として、適切な除外施設やディスポーザー対応型浄化槽の適正な管理を行うべき。	ご指摘のディスポーザーに限らず、汚濁負荷に対応した適切な汚濁負荷削減方法を採用すべきと考えております。ディスポーザーについてはまずはその実態、汚濁負荷等について調査研究を進めるべきものと考えます。
69	漁業権やリクリエーションなど湖沼を利用する活動の規制が記述されていない。	今回、湖沼の水質改善を中心とした湖沼環境保全を議論しており、その範囲を超えるものを対象としていませんのでご理解ください。なお、これらは将来的な課題として捉えていきたいと思っております。
70	外来種の移入制限など生態系を破壊する生物の取り締まりが記述されていない。	今回、湖沼の水質改善を中心とした湖沼環境保全を議論していることから、御指摘の趣旨の内容については、4.(4)ア・多様な視点の導入において生態系保全の視点を記述しています。
71	湖沼の果たしている役割に渡り鳥の生息場所としての記述がない。	今回の議論はこれまでの当面実施すべき施策の方向性を示したものです。御指摘の内容については、4.(4)ア.において関連の認識を記述しております。
72	湖沼は渡り鳥の住処として重要。	
73	湖沼の景観保全での観点にエコツーリズムとの連携がある。	
74	湖沼については流域全体での取組が必要。	
75	水環境の定義を明確にすべき。	水を通じて相互に密接な関連のある環境の総体を水環境と考えます。
76	相模湖、津久井湖について環境基準の湖沼あてはめを行うべき。	今回の議論は当面実施すべき施策の方向性を示したもので、具体的な湖沼での対応については対象としておりません。
77	従来制度の周知徹底を図るのが先決であり、制度創設の意義が認められない。	今回の議論は、これまでの湖沼対策と湖沼環境の現状を踏まえて、当面実施すべき施策の方向性を示したもので、ご指摘のとおり従来制度の周知徹底も図りつつ、施策の拡充を図るべきと考えます。
78	平易な表現の報告書とすることを要望する。	わかりやすい報告書となるよう努力致します。